

主 文

押収にかかるAカラーテレビ受信機一台（N O六〇三六〇二九九、毛布二枚添付）およびAカラーテレビ受信機一台（ブラウン管のないもの、N O六〇三六〇二七二、毛布二枚添付）（東京地方裁判所昭和三八年押第五一三号の符号二〇および二二）を、差出人Bに仮に還付する。

昭和四四年七月一七日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	松	田	二	郎
裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	岩	田		誠
裁判官	大	隅	健	一郎